

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正概要について

平成 22 年に制定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下、「条例」という。）について、本県農業・農村を取り巻く環境の変化や国の「食料・農業・農村基本法」の改正、県議会「食料自給総合対策調査特別委員会」の提言等をふまえ、改正を進めます。

1 条例改正の目的

条例制定後の環境の変化や、県民の期待に的確に対応していくために、「農業生産の拡大」や「食料自給率の向上」に向け、水田をはじめ園芸、畜産における生産力の強化や、輸出を含めた販路の拡大等に必要な施策を講ずる旨を規定します。

2 条例の改正箇所（別添 1 新旧対照表）

主な改正箇所とその理由は以下のとおりです。

（前文）

「食」に関する意識の高まりとともに、世界的な人口増加、気候変動の影響による平均気温の上昇や豪雨の頻発化、さらには国際情勢の不安定化等に伴い、輸入農産物・農業資材の価格高騰及び入手困難な状況が発生するなど、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなっている。

（中略）

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給していく必要がある。そのためには、農産物の生産力を強化するとともに、多面的機能を適切かつ十分に発揮し、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、国内外の販路の拡大等を行うなど、農産物の自給力を高め、食料自給率の向上につながる取組を進めていく必要がある。

（改正理由）

条例制定後に生じたとらえるべき様々な環境変化を明らかにするとともに、それらをふまえて、食料自給力を高めていくために取り組む基本的な施策の方向性を記述することとします。

第 2 条（定義）第 5 号

安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）の維持増進及び環境への負荷の低減が図られる農業生産活動をいう。

（改正理由）

持続可能な開発目標（SDGs）の採択など、世界的に持続可能性に対する意識の高まりが見られる中、環境と調和のとれた農業生産活動の重要性が高まっていることをふまえて、安全・安心農業生産の定義に環境への負荷の低減を加えることとします。

第5条（農業者等の役割）第1項

農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むとともに、農業の生産性及び食料自給率の向上に寄与するよう努めるものとする。

（改正理由）

農業者等は農業生産活動において基本的な役割を担っていることをふまえ、条例改正の主なねらいである県内農業生産の拡大や食料自給率の向上に寄与する役割を持っていることを記述することとします。

第3条（基本理念）第1号

農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることに鑑み、県民をはじめとした消費者の期待にこたえる安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。

第10条（水田農業の生産力の強化）

県は、水田農業の生産力の強化を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の生産の拡大の促進及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第11条（園芸農業の生産力の強化）

県は、園芸農業の生産力の強化を図るため、生産の拡大の促進及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第12条（畜産業の生産力の強化）

県は、畜産業の生産力の強化を図るため、生産の拡大の促進及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

農業の生産に係る条文において、生産の拡大を図っていくこと、消費者の期待との調和を図りつつ取り組む必要があることをふまえた記述とします。

第13条（販路の拡大）**新設**

県は、販路の拡大を図るため、農産物の魅力の発信、食育及び地産地消を通じた県民をはじめとした消費者の需要の拡大、食品事業者、観光事業者その他関係者との連携の促進、輸出の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

農業の生産力の強化と販路の拡大は両輪として取組が必要であること、観光産業との連携やインバウンド、輸出など新しい販路の開拓の重要性が高まっていることをふまえ、新たな条を設けることとします。

第16条（多様な農業経営の確立）第1項

県は、力強い農業構造の確立に向けて、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

農業者の減少、高齢化が進むことなどをふまえ、農業の構造改革により力を入れていく必要があることから、その旨を記述することとします。

第16条（多様な農業経営の確立）第3項 新設

県は、家族農業経営、農業経営の支援を行う事業者その他の多様な農業者等により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

農業及び農村の持続を図るうえでは、担い手だけでなく、家族農業経営や農業支援サービス事業体等の多様な農業経営体が参画する営農体制づくり等が必要であることから、新たな項を設けることとします。

第18条（農地の有効利用等）第2項

県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備及び保全の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

農業の生産基盤について、施設の老朽化や農業者の高齢化が進んでいく中でも、施設を適切に保全管理していくことが必要であることをふまえ、その旨を記述することとします。

第21条（野生鳥獣による被害の防止）

県は、野生鳥獣による農業及び農村の生活環境に係る被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

野生鳥獣による被害について、農産物だけでなく農業及び農村の生活環境に係る被害が生じており、その防止を図ることが必要であることから、その旨を記述することとします。

第22条（新たな価値の創出を図るための取組の促進）第5号 新設

自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して収益の向上をめざし、農産物又はその加工品の魅力を高め、付加価値の向上及び創出を図る取組

（改正理由）

農業者等の収益の確保に向けて、農産物等のブランド化を図ることが必要であることを記述するため、新たな号を設けることとします。

第 24 条（食育及び地産地消を通じた県民と農業者等の相互理解の促進）第 3 項

県は、学校給食、事業所の食堂をはじめ、県民の食生活の様々な機会において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

食育や地産地消の取組を、県民の食生活の様々な機会をとらえて幅広く展開していく必要があることから、その旨を記述することとします。